

## 人を対象とした研究倫理ガイドライン

法政大学文学部心理学科・心理学専攻倫理委員会

(公開第2版：2018.5.16)

法政大学文学部心理学科・心理学専攻倫理委員会の略称は法政心理倫理委員会とし、以下この名称を使用する。

### 1. 同意・同意撤回・権利の告知

- (1) 実験・調査に際しては、同意書を提出してもらうこと。
- (2) 質問紙の場合には、1 ページ目に「この調査への回答は任意です。参加しなくても一切の不利益はありません。また、一旦参加を承諾した後、自由に撤回することができます」等の文章を入れ、必ず口頭でも教示すること。
- (3) 記名式の質問紙調査については、上記のことに加え、同意をとる前に調査データの取り扱い（どの範囲で個人情報を使用するのか、使用した後の調査票をどのように処分するのか）について文書（質問紙の場合には1 ページ目）と口頭で説明すること。
- (4) 調査・実験ともに、同意をとる前に拘束時間や身体的・心理的負担について文書と口頭で説明すること。
- (5) 実験・調査への同意は、同意欄に署名してもらうか、あるいは「同意します」欄に「○」印をつけてもらうなど明確な形でしてもらうこと。
- (6) 原則として、同意は研究実施前に研究協力者本人から得ることとする。社団法人日本心理学会倫理規程（2009, p. 11）では次のように規定している。

「たとえば、子ども、障害や疾患を有する人、外国人など、認知・言語能力上の問題や文化的背景の違いなどのために、通常の方法の説明では研究内容の理解を得られたと判断できない研究対象者の場合には、理解を得るために種々の方法を試みるなど最善を尽くす必要がある。その努力にもかかわらず自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。」

上記のような、乳幼児・小学生などの研究協力者本人に参加の判断ができない場合や、研究計画上、事前に研究協力者本人から同意を得ることができない場合には、その理由および同意を得る具体的な手続きについて研究計画申請書の備考欄に記し、倫理委員会で審議の上、承認を得る必要がある。

### 2. 心身の負担・危険

- (1) 質問紙への回答の場合は、研究に必要な最低限の負担ですむように項目を構成すること。
- (2) 実験手続きの場合は、研究に必要な最低限の身体的・心理的負担ですむような手続きにすること。

### 3. プライバシーの保護、資料およびローデータの管理、個人情報保護

- (1) 論文発表、学会発表の際のプライバシーの保護について留意すること。
- (2) 得られたデータの保管場所、保管方法を決めておき、取り扱いに留意すること。
- (3) パソコンに実験協力者の個人データを入力する場合には、その取り扱いに十分に留意すること。可能な限り、個人データの入力は避けること。

(4) 無記名式の調査については、データ内容から個人が特定できないように十分配慮すること。

(5) 研究のためにビデオや写真を撮影する場合には、被写体のプライバシーや肖像権に十分配慮すること。

#### 4. 論文、レポートの作成

(1) 卒業論文、修士論文、博士論文、その他論文を作成する場合には剽窃をしてはならない。

(2) 論文に、著作、論文、記事等を引用する場合には、引用の範囲と出典を明示しなければならない。

(3) 研究手続きを明瞭に（対象者の数、質問紙の項目数など研究デザインを含む）記載しなければならない。

(4) 研究協力者の募集方法について記載しなければならない。

(5) 論文の作成においては、データを改ざんしたり、ねつ造してはならない。恣意的にデータの一部を削除してはならない。

#### 5. 結果のフィードバック

(1) 結果について、研究協力者に対するフィードバックの方法を定め、同意をとる前にあらかじめ伝えておかなければならない。

#### 6. 実験・調査の実施

(1) 実験・調査を行う場合には、法政心理倫理委員会に「研究計画申請書」を提出し、承認をえること。

(2) 学部生および大学院生の場合は、申請に先立って指導教員の許可を得ること。また、実施後はすみやかに指導教員に報告すること。

## 人を対象とした研究計画申請書作成提出に関するルール

法政大学文学部心理学科・心理学専攻倫理委員会  
(公開第2版：2013.3.11)

法政大学文学部心理学科・心理学専攻倫理委員会の略称は法政心理倫理委員会とし、以下この名称を使用する。

### 1. 研究計画申請書の作成

- (1) 法政大学文学部心理学科，人文科学研究科心理学専攻の専任教員，兼任教員，学生，日本学術振興会特別研究員等は実験研究，調査研究をする場合には，実験・調査に先立ち研究計画申請書を作成して，法政心理倫理委員会の審査を受けなければならない。なお，授業の一環として行うデモンストレーション実験，データ収集，クラス内での予備実験の場合や，本務校ですでに倫理審査を受けている兼任教員による実験・調査の場合には審査の必要はない。ただし，兼任教員が実験・調査を行うに当たって本務校に倫理委員会がない場合や，本務校がない場合には，法政心理倫理委員会で審査を行う。
- (2) 他の研究機関に所属する研究者・学生が本学の学生を対象に実験・調査を行う場合には兼任教員に準ずる。
- (3) 他の研究機関に所属する研究者・学生が本学の学生を対象にして，本学の授業を使用して実験・調査を行う場合には，(1)を満たした上で当該授業担当者の許可を必要とする。

### 2. 研究計画申請書の書式

- (1) 研究計画申請書は以下の項目が記載されていなければならない。  
研究課題名，研究申請者，研究目的・仮説，実験・調査手続き，研究協力者に対する危険防止・心身の影響に対する配慮の概要，プライバシー・個人情報保護についての配慮の概要，結果のフィードバックの方法
- (2) 質問紙調査等の調査を行う場合には，質問紙を添付する。
- (3) 実験研究を行う場合には材料の具体例を添付する。
- (4) 同意書を添付する。

### 3. 研究計画申請書の提出

- (1) 申請者は，研究計画申請書を正副2部作成し，双方に捺印の上，助手に提出する。

### 4. 法政心理倫理委員会の開催

- (1) 法政心理倫理委員会は原則として月1回以上開催される。

### 5. 審査結果の通知

- (1) 法政心理倫理委員会の審査結果については，委員会開催後，申請者に通知する。申請書は副本を助手が保存し，委員長が正本を本人に渡す。なお，学生の場合には指導教員が渡す。
- (2) 法政心理倫理委員会審査後に実験手続き，調査手続きについて変更があった場合には，それが重大な変更である場合には，新たに申請書を作成して審査を受け直さなければならない。